

京都市教育委員会告示第1号

次に掲げる京都市指定名勝は、文化財保護法第109条第1項の規定による名勝の指定を受けたことから、京都市文化財保護条例第37条第2項の規定により令和3年3月26日付けで京都市指定名勝の指定が解除されたため、同条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

令和3年4月30日

京都市教育委員会

名 称	数	指定告示
知恩院方丈庭園	2, 782.8 m ²	平成2年4月2日京都市教育委員会告示第1号
仁和寺庭園	4, 106.5 m ²	平成8年4月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)